

案 1 に関する留意点

○ 納税義務者の範囲（揚水機の吐出口断面積による免税点の設定）

【山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例における規制状況】

行 為	対象者	備 考
揚水設備の設置の届出	揚水機の吐出口断面積が6平方センチメートルを超える揚水設備を設置しようとする者(届出対象者)	6平方センチメートルを超える揚水設備としたのは、家庭用の小規模な揚水設備については届出対象とせず、主に事業用に使用される揚水施設を把握するため。
地下水採取量の定期報告 (量水器の設置)	揚水機の吐出口断面積が50平方センチメートルを超える揚水設備を設置する者(大規模採取者)	50平方センチメートルを超える揚水設備としたのは、量水器の設置は設置者に経済的負担を課すことになること、大規模採取者によって県内の地下水採取量の8割以上を把握できる見込みであるため。

▷ 吐出口断面積による線引き

	留 意 事 項
①大規模採取者に限定	・ 租税回避の可能性（50平方センチメートル以下の揚水設備を設置すれば容易に租税回避が可能）。 なお、この場合には、地下水保全条例に影響が及ぶ可能性がある（県内の地下水採取量の8割以上の把握ができなくなるおそれ）。
②大規模採取者以外に拡大	・ 対象者の範囲（小規模の範囲、営利目的の基準） ・ 範囲を広げるほど、対象者の把握が困難となり、税の適正な執行が難しくなる。 ・ 申告納付であれば、申告に要する費用は申告する者の負担となるため、その規模が問題となる。 水道メーター※の設置費用に要する経費（県の公共工事の積算に基づく参考値） 口径 30mm の直読式水道メーターの場合 106,574 円（税込）

※計量法による規制

✓水道メーターを含む特定計量器を用いて取引・証明をする場合には、検定証印又は基準適合証印が付された特定計量器を利用しなければならない。

証明に該当する場合（経済産業省資料から抜粋）

- ・ 国税庁が行う酒税賦課のためのアルコール濃度の計量
- ・ 工場等が行政機関に報告するために行う排水量の計量

✓特定計量器の種類により、検定証印及び基準適合証印の有効期限が定められている。（水道メーターは8年）

○ 非課税事項について

- 「使用後に綺麗にして河川に戻した水」（原料、半製品、製品などの浸漬や溶解等の物理的な処理を加えるために使用された水及び工場の設備又は原料・製品などの洗浄用に使用された水）の控除
 - ・ 控除の仕組みを入れることの困難性
 - ▷ 地球上の水は循環し、最終的に地下水に戻ることを控除理由とするならば、採水される全ての地下水が控除されることとならざるを得ない。
 - ・ 控除量の確認方法の困難性
 - ▷ 下水道料金は、汚水排出量を計量していないため、原則、使用水量を下水道への汚水排出量とみなして算定している。この場合、使用した水が全て控除されることとなる。
 - ▷ 浄化槽についても、汚水排出量を計量していないため同様の問題が生じる。
- 控除の仕組みを導入することは困難
- 山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例で定める地下水涵養量の評価について

【山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例で定める地下水涵養の努力義務】

- ・ 揚水機の吐出口断面積が50平方センチメートルを超える揚水設備を設置する者（大規模採取者）は、地下水の涵養に関する計画を知事に提出しなければならない。
- ・ 涵養計画書の記載内容
 - 【目標涵養量】地下水採取量の1%+「水のみを原料とする製品の出荷量」の50%
 - 【地下水涵養量】揚水設備の設置者が実施する地下水涵養方法に応じた地下水涵養量
⇒【地下水涵養量】 \geq 【目標涵養量】となるようにする。
- ・ 目標涵養量の設定が不要である場合
 - ①地下水の用途が上水道、簡易水道などの場合（公共性が高い用途であるため）
 - ②地下水の用途が農業用かん水の場合（利用自体が涵養の取り組みとなるため）
 - ③その他、水循環に負荷を与えないと認められる場合

- ▷ 条例に基づき、事業者が涵養を行っていることは事実であるので、地下水涵養量を控除することもありうるが、あくまで計画上の数値であり、実涵養量を計測することはできない。
- ▷ 控除した場合の課税ベース
- 農業のための採水への課税の是非
 - ▷ 田や畑へのかん水であれば、地下水の涵養の面から非課税とすることが適切か。
- 水道事業者等公営企業に対する課税の是非
 - ▷ 都道府県、市町村、これらの組合等の公共団体は、法人二税等が非課税となっていることから、水道事業かどうかにかかわらず、同様に考えることが適切か。